

亀岡市立幼稚園

預かり保育のご案内

1 預かり保育について

亀岡市立幼稚園では、保護者の子育て支援の一環として、幼稚園における教育課程に係る教育時間後等、教育活動として預かり保育を実施します。

※平成27年度より預かり保育が本格実施となり、亀岡市の「幼稚園条例」に加えられるとともに「亀岡市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則」が制定されました。

2 利用定員について

年齢を問わず1日当たり30人とします。(ただし特別の事情がある場合はこの限りではない)

※子ども・子育て支援制度における預かり事業は、3歳児20人:1人、4歳児以上30人:1人の基準が設けられており、4歳児以上の基準により人数を設定します。

○預かり保育担当職員・園の職員が担当します。

3 利用できる園児について

亀岡市立幼稚園に通う園児で、保護者が次のいずれかに該当することにより、幼児を保育することが困難と認められた場合に行います。

1. 保護者の就労又は就学により、保育が必要な状態にある者。
2. 保護者又は家族の通院、介護若しくは看護により、緊急に保育が必要となった者。
3. 保護者が妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
4. 地震、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
5. その他上記に準ずる状態にあること。

4 各学期の預かり保育の実施時間および実施日

預かり保育の実施時間

月・火・木・金曜日は午後2時～午後5時(3時間)

水曜日は午後1時～午後5時 (4時間)

5 預かり保育料について

(1) 預かり保育料・・・(1人当たり)

- ① 1時間単位で預かり保育を利用する場合・・・1時間当たり100円
- ② 1ヶ月単位で預かり保育を利用する場合
保育時間終了後～午後4時まで・・・月額3,000円
- ③ 1ヶ月単位で預かり保育を利用する場合
保育時間終了後～午後5時まで・・・月額4,000円

※ ただし、同一世帯から2人以上が就園している場合2人目以降は半額となります。

(2) おやつ代1日50円(預かり保育料とは別に必要となります。)

(3) 預かり保育料・おやつ代は、利用月の翌月10日までに園が徴収します。

6 お申し込み方法等について

◎預かり保育の申し込み

- 「預かり保育利用申請書」に記入し、利用する月の初日の10日前までに幼稚園に提出してください。
- 預かり保育の利用が決定しましたら、保護者あてに「預かり保育利用決定通知書」をお渡しします。
- 「預かり保育利用申請書」を提出されても承認できない時は、「預かり保育利用不承認通知書」をお渡しします。
- 「預かり保育利用決定通知書」を受けられたあと、内容に変更があった場合は、「預かり保育利用変更届」を提出してください。

7 その他

○ケガ等について

- ・安全を第一に日々活動していきますが、万一来に備え、日本スポーツ振興センターの障害保険に加入しています。
- ・預かり保育中に発熱・ケガ等をした場合は緊急連絡先に連絡しますので、すぐにお迎えをお願いします。

○緊急時の対応

①気象警報発表時

- ・気象警報が発表された場合、預かり保育は行いません。
- ・預かり保育中に発表された場合、「亀岡市立保育所・市立幼稚園情報メール」をご確認いただき、すみやかに迎えをお願いします。

②インフルエンザ等の学級閉鎖・園閉鎖の場合

・閉鎖の当日から通常の保育が再開されるまで預かり保育は実施しません。

③学級閉鎖等を行っていても、園においてインフルエンザ等が流行している場合は預かり保育を実施しない場合があります。

○その他

・時間に遅れないように、早めにお迎えをお願いします。少しでも遅れた場合、追加の料金をいただくことになります。

・子ども達にとっては、親とのふれあいの時間も大切です。保護者が在宅の日のご家庭で一緒にお過ごしください。

※何か分からないことがありましたら、幼稚園にお問い合わせください。(TEL25-1422)